

各団体から頂いたご意見の総括表

平成23年12月19日

第4回有識者研究会で示した「科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会報告書(原案)」について、一般社団法人 国立大学協会、日本私立大学団体連合会、日本学術会議、(社)日本経済団体連合会に対し、各団体の有識者にご意見を伺った。

いただいたご意見のうち、個別具体的にいただいた修正意見については、次頁以降に意見への対応結果を示し、具体的な箇所に対する意見でないものについては、今後の科学技術イノベーション推進体制の具体的な取組に向けた政府の検討において参考とすることで対応。

一般社団法人 国立大学協会

意見該当箇所	ご意見	ご意見理由	頂いたご意見に対する対応
P.11 14行目	② 文部科学省の科学技術基本計画策定事務及び科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整等の調整事務を「司令塔」に移管し、府省横断的事務は「司令塔」に一元化することを検討すべきである。を削除し、「司令塔」の方針を踏まえ、関係府省の連携を強化し、一体的な取り組みが促進されることを検討すべきである。を追加	国立大学の実施する科学技術イノベーションは、国立大学の機能として、高等教育と一体であることが重要であり、政策面においても文部科学省が所管する高等教育政策と切り離すことは不適切であるため。	該当部分は我が国の科学技術イノベーション政策全体の推進に関連し、各府省を対象とした文部科学省の府省横断的事務を内閣府へ一元化することについて検討するものである為、原文のままとします。
P.11~12 4.(2)⑤	「大学の自治」に留意しつつ、研究開発及び研究開発の成果の社会での利活用（社会的実装）において国立大学法人、私立大学及び公立大学の有する能力が十分に活かされるように、科学技術イノベーション政策における大学の役割の基本的方向性を「司令塔」は示すことが必要である。	「大学の自治」に鑑み、「司令塔」の役割は、大学の役割を具体的に示すものではなく、その基本的方向性を示すにとどめるべきである。以上のことを明確にするため。	該当部分を以下のとおり修正。 「国公立大学の研究成果が社会で十分に活かされるようにすることは重要である。一方、大学では学生の教育が研究を通して行われており、大学の研究は基本的に政策の短期的な変転から自由でなければならない。また、「大学の自治」のもとで研究者の自主性が尊重され、自由な発想に基づく研究が行われる中で、偉大な発見が生まれてきている。このような大学の研究の特性への配慮は、既に科学技術基本法にも謳われている。「司令塔」と大学の関わりは、大学の研究内容そのものにまで踏み込むのではなく、大学が自発的に科学技術イノベーション政策に貢献するように、イノベーションにつながるような国の目的に沿った研究開発及び人材育成への大学の取組へ及び社会における研究成果の利活用（社会的実装）のための取組とすべきである。」
P.12 4行目	② 「国立大学法人全体の活動」を「国立大学法人全体の研究活動」としてはどうか。	③ 今回の報告書における大学への関与は科学技術イノベーションに係る部分のみであり、管理運営や教育は対象とすべきではないと考えるため。	該当部分を、以下のとおり修正。 「国立大学法人については、文部科学大臣が定める中期目標に沿って国立大学法人が中期計画を作成することとされており、「司令塔」は、国立大学法人全体の研究活動の状況を踏まえ、文部科学大臣に対する長期的な科学技術イノベーション政策に関する提言等の取組を推進すべきである。」

意見該当箇所	ご意見	ご意見理由	頂いたご意見に対する対応
P.12 5～7行目	②「特にイノベーションの取組については、その取組を社会につなげるため文部科学大臣に勧告することも可能とすべきである。」を削除	国立大学法人については、大学の自主性・自律性を踏まえ、文部科学大臣が中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ国立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮すること(国立大学法人法第30条第3項)、及び中期目標の実際上の作成主体が法人であることに鑑み、文部科学大臣は個々の教員の教育研究活動には言及しないこと、中期目標・中期計画の原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること(国立大学法人法の参議院附帯決議五号)とされていることから、科学技術イノベーション政策推進の「司令塔」が文部科学大臣に「勧告」をするといった強制力の強い権限を持つことは、制度上の整合性が取れないと考える。	該当部分を以下のとおり修正 「特にイノベーションに関する取組については、その取組を社会につなげるため文部科学大臣に検討を要請することも可能とすべきである。」
P.12 (3)① 18行目	②国立大学法人及び大学共同利用機関法人を削除。	国立大学法人制度は独立行政法人制度とは異なる制度であることから、同じ括りでの標記は不適切。特に国立大学法人に対する検証については、国立大学法人法参議院附帯決議第十一で法人評価等に係る資料の提出等の依頼は文部科学大臣に対して行うこととされていることに鑑み直接行う事とせず、必要な提言を関係大臣に行うとの記述にしてはどうか。	研究開発法人と国立大学法人とを別々に記載いたします。
P.13 1行目	②及び国立大学法人制度を削除。		
P.13 3行目	②国立大学法人及び大学共同利用機関法人を削除。		
P.13 5行目	②と国立大学法人全体としての対応を削除。		
P.13 8行目	②また、大学及び大学共同利用機関が行う研究活動については、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、大学が自ら科学技術イノベーション政策に貢献できるよう「司令塔」は必要な政策提言を関係大臣に行うことができるようにすべきである。を追加。		
P.19 18行目	②一文を挿入すること。例えば、「なお、司令塔は、日本学術会議から提供された中立的な立場からの専門的な知見については、社会に広く公表すべきである。」	③「中立な立場」からの科学的知見が、国民にとって、政策評価の一つの基準となるため。	以下のとおり挿入。 「なお、「司令塔」の透明性、公正さを維持する観点から、日本学術会議、日本経団連、その他の各団体等から提供された専門的な知見については、社会に広く公表することを原則とすべきである。」
P.22 17行目	② ②文部科学省の科学技術に関する府省横断的事務の移管(P)を削除。	③ 国立大学の実施する科学技術イノベーションは、国立大学の機能として、高等教育と一体であることが重要であり、政策面においても文部科学省が所管する高等教育政策と切り離すことは不適切であるため。	該当部分は我が国の科学技術イノベーション政策全体の推進に関連し、各府省を対象とした文部科学省の府省横断的業務を内閣府へ一元化することについて検討するものである為、原文のままとします。

日本私立大学団体連合会(日本私立大学協会)

意見該当箇所	ご意見	ご意見理由	頂いたご意見に対する対応
P.11 34行目	文頭にある『「大学の自治」に留意しつつ、』の前に、『イノベーションのもととなる基礎研究を行う大学に対しては、』を入れる。	<p>これまで日本の科学技術が成果を上げてきたのは、国民全体として数理教育に支えられていて、大企業ばかりでなく中小企業までもが優れた技術力を備えおり、さらに協力体制を組みながら技術の推進や開発に当たることができた点にあると考える。どのような優れた科学技術イノベーション政策を提案できても、このような従来の優れた点を見過ごしては実現が難しい。真の意味で科学技術を育てるためには、大学での、特に約8割の学部学生を預かる私立大学での人材育成に関して十分な配慮がなされなければならない。</p> <p>一方、残念ながら数理科目を含む学生の学力に対する懸念が近年報じられており、ゆとり教育の反省に立ち初等中等教育の見直しが行われているが、科学教育についていえば、大学及び大学院教育においてもその余波が大きい状況にある。まずはこの回復のために、国としてかなり大がかりな教育支援を行わなければ、どのような高適な科学技術イノベーション政策をかかげてもその実行は困難と思われる。</p> <p>このような危機的な状況回避には、私立大学をはじめとする大学での早急な人材育成が極めて重要である。11頁の⑤では大学との関係について触れているが、もっと積極的に基礎科学教育の推進と人材育成の必要性を明文化し、科学技術イノベーション政策の一つとして盛り込む必要がある。</p>	<p>該当部分を以下のとおり修正。なおその他の箇所でも社会的実装を用いているのでその点は原文のままとします。</p> <p>「国公立大学の研究成果が社会で十分に活かされるようにすることは重要である。一方、大学では学生の教育が研究を通して行われており、大学の研究は基本的に政策の短期的な変転から自由でなければならない。また、「大学の自治」のもとで研究者の自主性が尊重され、自由な発想に基づく研究が行われる中で、偉大な発見が生まれてきている。このような大学の研究の特性への配慮は、既に科学技術基本法にも謳われている。「司令塔」と大学の関わりは、大学の研究内容そのものにまで踏み込むのではなく、大学が自発的に科学技術イノベーション政策に貢献するように、イノベーションにつながるような国の目的に沿った研究開発及び人材育成への大学の取組へ及び社会における研究成果の利活用(社会的実装)のための取組とすべきである。」</p>
P. 11 34-35行目	『社会での利活用(社会的実装)』を『社会での利活用(実用)』に代える。	<p>このように危機的な状況回避には、私立大学をはじめとする大学での早急な人材育成が極めて重要である。11頁の⑤では大学との関係について触れているが、もっと積極的に基礎科学教育の推進と人材育成の必要性を明文化し、科学技術イノベーション政策の一つとして盛り込む必要がある。</p>	<p>該当部分を以下のとおり修正。なおその他の箇所でも社会的実装を用いているのでその点は原文のままとします。</p> <p>「国公立大学の研究成果が社会で十分に活かされるようにすることは重要である。一方、大学では学生の教育が研究を通して行われており、大学の研究は基本的に政策の短期的な変転から自由でなければならない。また、「大学の自治」のもとで研究者の自主性が尊重され、自由な発想に基づく研究が行われる中で、偉大な発見が生まれてきている。このような大学の研究の特性への配慮は、既に科学技術基本法にも謳われている。「司令塔」と大学の関わりは、大学の研究内容そのものにまで踏み込むのではなく、大学が自発的に科学技術イノベーション政策に貢献するように、イノベーションにつながるような国の目的に沿った研究開発及び人材育成への大学の取組へ及び社会における研究成果の利活用(社会的実装)のための取組とすべきである。」</p>

日本学術会議

意見該当箇所	ご意見	ご意見理由	頂いたご意見に対する対応
<p>P. 19 第6章</p>	<p>6章の冒頭を以下のとおり修正いただきますようお願いいたします。</p> <p>6. 新しい科学技術イノベーション政策推進組織(「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問(仮称))を支える体制</p> <p>(1) 日本学術会議等科学アカデミーとの関係 「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問(仮称)が的確な判断を下すことを可能とするため、日本学術会議法でわが国の科学者の内外に対する代表機関とされている日本学術会議によって、「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問(仮称)に対し、中立な立場で専門的な知見が提供される仕組みを構築することが必要である。</p>		<p>該当部分を以下のとおり修正。 「このため、日本学術会議法で「わが国の科学者の内外に対する代表機関」として位置付けられている日本学術会議はもとより、日本経団連、その他の各団体等から「司令塔」及び科学技術イノベーション顧問(仮称)に対し、各府省から中立な立場で専門的な知見が提供される仕組みを構築することが必要である。」</p>